

当院における運転免許臨時適性検査 (てんかん) の現状と今後の課題

つかともかずき¹⁾みねじゅん
東本和紀¹⁾美根潤^{1,2)}
たけたにたけし¹⁾
竹谷健¹⁾

キーワード：臨時適性検査、てんかん専門医、非誘発性発作、てんかんの実用的臨床定義

要旨

通常は主治医の診断書に基づき公安委員会により運転適性を判定するが、諸事情により判定に苦慮した場合、臨時適性検査が行われる。2014年6月の道路交通法改正後、島根県において対象の増加が予想されたため、当院ではてんかんにおける臨時適性検査のシステムを構築した。てんかん専門医（当院では小児科医）を責任医とし、脳神経内科医と脳神経外科医の各1名を加え判定チームとした。受診時に問診とともに一括した検査を実施し、関連科と連携した。2014年10月～2019年3月に4例施行した。4例中3例は初回の意識消失で、うち2例は非誘発性発作であった。初回の非誘発性発作における判定には、てんかんの実用的臨床定義の活用が有用であった。また、関連診療科と連携した臨時適性検査のシステムの構築に加えて、小児科以外の成人診療科のてんかん専門医の育成が重要であると思われた。

はじめに

交通事故件数は年々低下傾向にあるが、交通事故死者数のうち65歳以上の高齢者は2,020人であり、その占める割合は54.7%と高くなっている¹⁾。この原因として、高齢化による加齢に伴う身体機能の低下が考えられており、病気によらない加齢

などによる身体の障害に関する場合は、高齢者講習などの適性試験を行い、障害の状況を的確に把握し、適切な免許条件を付与される。その一方、病気による身体障害（統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖、そううつ病、重度の眼気の症状を呈する睡眠障害、脳卒中、認知症、アルコールの中毒者など）については、通常は主治医の診断書に基づき公安委員会により運転適性を判定するが、諸事情により判定に苦慮した場合、臨時適性検査が行われる。島根県においても法改正を受け、対象の増加が予想されたため、

Kazuki TSUKAMOTO et al.

1) 島根大学医学部小児科

2) 独立行政法人国立病院機構

静岡てんかん・神経医療センター小児科

連絡先：〒693-8501 出雲市塩冶町89-1

島根大学医学部小児科